

保険医療

新しい保険証は届いていますか？



(一般は薄い灰色) 退職は水色

国民健康保険の保険証が4月1日から新しくなっています。「配達記録郵便」で送付していますので、届いている方は、内容に記入もれや誤りがないか確認してください。まだ保険証が届いていない方は、期限切れの保険証と印鑑を持って、町民課保険医療係まで交換に来てください。

交換について

- ① 保険証の交換には、できるだけ世帯主本人がお越しください。
 - ② 1世帯に一般と退職の保険証をお持ちの方は、両方ご持参ください。
 - ③ 国民健康保険税の納め忘れのある方は、その場で納税についての相談をお受けします。
- ※ 家族以外の方が来られた

場合は、保険証をお渡しできないことがありますので、ご注意ください。

※ 昭和7年10月2日～昭和8年3月1日生まれの方で、退職被保険者証をお持ちの方は、有効期限が平成19年度途中までとなっています。それ以降の保険証については別途案内します。

問い合わせ

役場町民課保険医療係
☎985-4107

70歳未満の方も入院時の窓口での支払いが限度額までになります！

平成19年4月から、70歳未満の方が入院したとき、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、入院時の窓口での支払いが限度額までになります。

※ 高額療養費（医療費）の限度額は、所得により異なりますので認定証の提示が必要になります。入院される方は、保険証と印鑑を持って町民課保険医療係で申請してください。

なお、原則として国民健康保険税の納め忘れのある方は、申請できません。

70歳未満の自己負担限度額（月額）

	3回目まで	4回目以降
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
上位所得者*	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

* 上位所得者とは、基礎控除額の総所得金額などが600万を超える世帯に当たります。所得の申告がない場合も上位所得者とみなされますので、注意してください。

4月の納税

固定資産税 第1期・全期

口座振替日は
4月25日(水)

※ 4月から農協の振替日が27日から25日へ変更になります。

～税金は 未来を支える 第一歩～

問い合わせ
役場町民課保険医療係
☎985-4107

4月から口座振替日が
25日に統一されます！

統一される項目は下記のとおりです。

- 町税・国民健康保険税
- 介護保険料
- 上・下水道使用料
- 公営住宅使用料・改良住宅使用料

※ 25日が土・日曜日、祝日のときは、翌営業日が口座振替日となります。

問い合わせ

- 税関係
役場税務課管理収納係 ☎985-4109
- 介護保険料関係
役場介護保険課総務管理係 ☎985-4115
- 上・下水道使用料関係
役場上下水道課水道業務係 ☎985-4133
- 公営住宅・改良住宅使用料関係
役場まちづくり課町営住宅係 ☎985-4122

平成19年度 納税期間のお知らせ

税目	期別	納期限	口座振替日	
固定資産税	第1・全期	5月1日	4月25日	
	2	7月31日	7月25日	
	3	12月25日	12月25日	
	4	平成20年2月29日	2月25日	
軽自動車税	全期	5月31日	5月25日	
	町県民税	第1・全期	7月2日	6月25日
		2	8月31日	8月27日
		3	10月31日	10月25日
4		平成20年1月31日	1月25日	
国民健康保険税	第1・全期	7月31日	7月25日	
	2	8月31日	8月27日	
	3	10月1日	9月25日	
	4	10月31日	10月25日	
	5	11月30日	11月26日	
	6	12月25日	12月25日	
	7	平成20年1月31日	1月25日	
	8	2月29日	2月25日	
	9	3月31日	3月25日	

※ 口座振替の方で振替日に残高不足で引落できなかった場合は、納期月の翌月10日、ただし5月と1月は15日（休日の場合は翌日又は翌々日）にもう一度口座振替させていただきます。